

税に関するお知らせ

☎ 税務室 ☎892-0121

給与支払報告書の提出をお願いします

令和3年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賃金など(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛てに給与支払報告書を提出してください。提出の際は「令和3年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書」等を参考にしてください。

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書)※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和3年2/1(月)まで **提出先** 市役所本館1階 税務室市民税係

特別徴収をお願いします

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府ホームページをご覧ください。

償却資産の申告をお願いします

事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で償却資産を所有している個人・法人は令和3年1月1日現在の資産状況を申告してください。

提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書) **提出期限** 令和3年2/1(月)まで

※eLTAXでの提出も可能です。

【申告対象資産の例】

- ▷ 舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備など(駐車場・アパート経営)
- ▷ 各種産業用機械および装置(土木・建設・農業・医療用など)
- ▷ 机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコンなどの備品

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額について

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。申告は、工事完了後3か月以内に申告してください。

※土地・都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他制度と重複適用できません。

申告書等の配布

- ▷ 市役所本館1階 税務室固定資産税係
- ▷ ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013111300011/>)

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事 (熱損失防止改修工事)
対象となる住宅	S57年1月1日以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)	H20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する改修工事	▷ 65歳以上の高齢者等が居住している	▷ 現行の省エネ基準に適合する改修工事
		▷ 床の段差解消、廊下の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの取付け等の改修工事	▷ 窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化等)、床・天井・壁の断熱改修工事
		改修後の住宅の床面積が50㎡～280㎡	
減額の内容	家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間	工事が完了した年の翌年度分のみ		

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対する軽減措置

令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を軽減します。詳細はホームページをご確認ください。

申告書等の配布

- ▷ 市役所本館1階 税務室固定資産税係
- ▷ ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/corona/2020081100015/>)

対象者 以下のいずれかの条件に該当する法人・個人

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ※①に該当する法人のうち、次に該当する法人は対象外となります。

- ▷ 同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有している法人
- ▷ 2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有している法人

対象資産 ①償却資産 ②事業用家屋(個人が所有する居住用家屋は対象外)

受付期間 令和3年1/4(月)～2/1(月) ※期限内に提出できない場合は、理由書が必要になります。

※申告書には認定経営革新等支援機関等の認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。

小型特殊自動車の登録

フォークリフト等作業用車両、トラクター等農耕車両は公道走行の有無を問わず軽自動車(小型特殊自動車)の登録(ナンバープレート設置)が必要です。早めに登録を行ってください。

登録に必要なもの

- ▷ 販売証明書又はカタログ等車両の性能、仕様、販売の事実を示すもの
- ▷ 車台番号(製造番号)の拓本、製造番号が書かれている標板の写真等
- ▷ 所有者の印鑑、本人確認書類

税額 ①フォークリフト等作業用車両 年5,900円 ②トラクター等農耕車両 年2,400円

※「軽自動車税種別割」は毎年4月1日時点の軽自動車等所有者に課税されます。4月2日以降に廃車した場合の月割の還付はありません。

消費者相談

未成年の子どもが親のクレジットカードで課金、対処法は？

Q クレジットカード会社からの翌月分支払額が高額だったので、利用履歴を確認するとアプリストアでの使用が繰り返されていた。確認すると、同居の子どもがゲーム課金に利用していたことがわかった。支払いを止めることは可能か？

A カード会社に相談してみるしかありません。カード規約では、カード名義人は家族や同居人利用分の支払いを免れないことが原則となっております。

助言 未成年者が親権者の承諾なく行った行為は未成年取消が可能です。この場合は、アプリストアや実際に課金を行ったゲームサイトに未成年取消を申し入れることとなります。子どもにゲーム機やスマホの利用をさせる場合は、事前に親がコントロールできるサービスなどを設定しておきましょう。

ゆうゆうセンター1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎891-5003